

特定非営利活動法人光久の郷 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人光久の郷という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府船井郡京丹波町坂原東畠18番地に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を以下に置く。

北海道札幌市南区南沢3条2丁目15番5号

兵庫県洲本市五色町鮎原塔下33番地

京都府亀岡市篠町柏原福井1丁目86番地

三重県桑名市新西方三丁目117番地

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 地球生命体が創生するあらゆる有機物質は、その性質として水やミネラル（鉱石）或いは微生物などが関与し易い構造を有し、最終的に“土に戻せる巧みな特性”を備えた素材と云える。本法人は、このような素晴らしい循環型の農林水産資源は、これから時代にこそ一層見直すべきと考え、新たな発想を取り入れた活用技術の提言を行い、この技術支援と啓蒙活動を通して地方創生推進の一助になることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 科学技術の振興を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 農、水、畜産物、及び食品廃棄物などの環境汚染源を安全且つ衛生的に有価物に変換する生物資材の製造事業
- (2) 生物資材の種々な活用法をマニュアル化し具体的な環境保全技術を提示、支援し技術移転も含めた普及活動とその拠点作りを目指す事業
- (3) 省エネ、省力型の機械的手法を取り入れた廃棄性農産物・余剰農産物の付加価値化、或いは有機性廃棄物等の減容化などの循環型技術の提供とその支援事業
- (4) 生物資材の好気性醸酵で生ずる微小エネルギーを活用する地球環境保全技術は設備面やコスト面で他の化学工学的手法よりも優れていることを数値や官能で周知徹底できる技術資料の収集と集積を行う事業
- (5) 発展途上国への支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

- 第28条 各正会員の表決権は、平等とする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者が

ある場合にあっては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法によって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30

日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雜則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	安 井 三 雄
副理事長	長 谷 川 豊
理事	井 上 淳
同	倉 内 久 幸
監事	田 中 輝 明

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年5月31日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 5000円
正会員年会費 1000円
 - (2) 賛助会員入会金 1口1000円（1口以上）
賛助会員年会費 1口500円（1口以上）

(法第10条第1項関係)

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 光久の郷

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	安井三雄		無
副理事長	長谷川 豊		無
理事	井上 淳		無
	倉内 久幸		無
監事	田中 輝明		無

設立趣意書

1 趣旨

近年科学技術が発達し、何もかも手軽で便利で、且つ快適さと経済性が優先され、心と云う目には見えない大切な物を忘れがちな生活に慣れ過ぎている感がある。心を練り手間暇をかける大切さが見失われつつある現代の社会的変化は特に地方の山村に暗い影を落としている。若者に努力や苦労の尊さを喚起するような魅力を喪失させ、これに拍車をかけるのが高齢化現象で、山林をはじめ田畠は荒れ放題で、身近で切実に感じさせられる実態は嘆かわしい限りである。この現実を考えると、今のハイテクに浴する生活は尊重しながらも、一方で自然が創造する“尊い命の営みとその仕組み”は最先端の科学でも未だ解き明かせていない。身近なところからでも「自然に学ぶ」この謙虚な心、正に“温故知新”的想いで学び直す時期と捉えている。“大自然の摂理から創造された資源とエネルギー”はSDGsそのものであり、安全で完全な循環型資源と云える。そこで、この農林水産業の大切な資源を次世代に繋げる重要性を、新たな発想に基づく活用技術の創作とその集積に置いた。過去にこの理念の普及と啓蒙活動を職務の一環に位置づけ、企業が抱える技術解決に向けてきたが、結果的には一企業の営利追求支援に止まらざるを得ない残念な経緯があった。この拘束を受けない非営利性のNPO法人の設立によってこの理想の実現を目指すに至った。

2 申請に至るまでの経過

《現代社会が抱える課題と対策の一環として過去に行ってきた中核技術事例》

- ① <微生物醸酵技術> (a) 微生物醸酵を利用した生分解性ポリエステル製造法の研究。 (b) 微生物培養による燃料油(例: ユーグレナ)に関する研究調査。
- ② <好気性醸酵の分解反応の活用> (a) コラーゲン製造過程で廃棄される日産1.5トンの動物性蛋白質を異臭を出さずに約30時間で分解・堆肥化、良質肥料としての商品化。 (b) 鶏糞、豚ぶん、牛糞、魚貝類の異臭を発生しない堆肥化と圃場への転用。
- ③ <天然高分子の省エネ・環境資材としての転用> (a) 小麦蛋白の生分解性プラスチックの製造開発。 (b) 精油製造所の廃棄大豆絞りかすのプラスチック化を実現しスティック状の肥料として商品開発。
- ④ <生体模倣技術> (a) アミノ酸合成による神経伝達物質の開発 (b) 生体吸収性人工骨の開発 (c) 代替皮膚の開発
- ⑤ <天然高分子の特性利用> (a) 免振材、制震材の開発。 (b) ウッドプラスチックの開発。
- ⑥ <粉碎・乾燥技術の応用> (a) 緑色野菜などの鮮度を損なわない常温型瞬間乾燥技術。 (b) 米粉の製法(米粉パン用)。 (c) おからを出さない豆乳製法技術の開発。 (d) 豆腐製造用大豆の微粉化。

《最近の取り組み事例(好気性醸酵技術による土質や水質改善)》

<府内での地域活動> 和知、須知、竹野地区での米の食味値向上に向けた取り組み(京丹波農産物の“特化”を視野に入れた活動)。

<府外の課題に対する活動> (a) 北海道や淡路での農産物の品質改善、(b) 企業の水質浄化問題や悪臭防止対策にもこの技術が貢献。

以上の活用事例が示すように、大自然から授かった農林水産資源の神秘性を誰もが引き出せる技術余地は魅力溢れている。一人でも多くの方が深く関心を寄せ、色々な視点で活用技術を共有できるよう努力を払い、この一層の啓蒙と普及活動を継続し、より明るい未来への一助になる活動に繋げたいと考えている。

令和7年3月15日

特定非営利活動法人 光久の郷
設立代表者 氏名 安井三雄

設立当初の事業年度の事業計画書
法人成立の日から 令和 8年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 光久の郷

1 事業実施の方針

以下の事業を実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
(1) 農、水、畜産物、及び食品廃棄物などの環境汚染源を安全且つ衛生的に有価物に変換する生物資材の製造事業	生物資材の基材となる木屑、穀類などを酵母や納豆菌で発酵反応させ製造する	(A)未定 (B)主たる事務所 (C)延べ7人/回	(D)再資源化、環境衛生改善を目指す企業 (E)未定	450
(2) 生物資材の種々な活用法をマニュアル化し具体的な環境保全技術を提示、支援し技術移転も含めた普及活動とその拠点作りを目指す事業	(イ)家畜糞尿などを衛生的な処理法で堆肥化し土壤改善を図る技術の普及活動 (ロ)食品事業や家庭からの下廃水、異臭対策等の支援	(A)未定 (B)畜産現場、廃水施設、または田畠、食品関係現場 (C)未定	(D)再資源化や環境衛生に取り組む企業 (E)未定	270
(3) 省エネ、省力型の機械的手法を取り入れた廃棄性農産物・余剰農産物の付加価値化、或いは有機性廃棄物等の減容化などの循環型技術の提供とその支援事業	(イ)常温且つ低湿空気を活用する絶乾技術で農産物の鮮度と品質を長期保存させる技術の支援と普及事業 (ロ)空気を刃物として駆使する瞬間的乾燥粉末化、又は減容機として活用するSDGs技術の提供とその支援事業	(A)未定 (B)食品工業、農林、水産現場、その他 (C)未定	(D)産廃業者、農産従事者、食品関係者 (E)未定	100
(4) 生物資材の好気性醸酵で生ずる微小エネルギーを活用する地球環境保全技術は設備面やコスト面で他の化学工学的手法よりも優れていることを数値や官能で周知徹底できる技術資料の収集と集積を行う事業	(イ)廃棄物から物質変換した堆肥は土壤改善だけでなく食味や栄養価も改善できることを数値表示する (ロ)水質浄化や臭気対策もBODやCOD、或いはDOなどで改善効果を追跡表示する	(A)未定 (B)産廃物集積場所、その他 (C)未定	(D)SDGsに取り組む個人や団体 (E)未定	172
(5) 発展途上国への支援事業	当NPO所有の生物資材を活用したスリランカ、及びモンゴル国内の農業発展に貢献可能な技術の供与と技術指導者育成事業	(A)任意団体として令和7年5月初旬より技術交流を開始 (B)主たる事務所対スリランカ、北海道事務所対モンゴル (C)未定	(D)産官学 (E)未定	50

(法第10条第1項第7号関係)

令和8年度の事業計画書
令和8年 4月 1日から 令和9年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 光久の郷

1. 事業実施の方針

前年度事業の総括、問題点や課題解決を図り事業を推進し健全な法人活動を推進する。

事業内容は基本的に前年の継承と充実を目指す。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
(1) 農、水、畜産物、及び食品廃棄物などの環境汚染源を安全且つ衛生的に有価物に変換する生物資材の製造事業	生物資材の基材を木屑、穀類などを酵母や納豆菌で発酵反応させ製造する	(A)未定 (B)主たる事務所 (C)延べ7人/回	(D)再資源化、環境衛生改善を目指す企業 (E)未定	850
(2) 生物資材の種々な活用法をマニュアル化し具体的な環境保全技術を提示、支援し技術移転も含めた普及活動とその拠点作りを目指す事業	(イ) 家畜糞尿などの衛生的処理法で堆肥化し土壌改善を図る技術の普及活動 (ロ) 食品事業や家庭からの下廃水、異臭対策等の支援	(A)未定 (B)畜産現場、廃水施設または田畠 (C)未定	(D)農業、畜産従事者 (E)未定	450
(3) 省エネ、省力型の機械的手法を取り入れた廃棄性農産物・余剰農産物の付加価値化、或いは有機性廃棄物等の減容化などの循環型技術の提供とその支援事業	(イ) 常温、且つ低温空気を活用する絶観技術で農産物の鮮度と品質を長期保存させる技術の支援と普及事業 (ロ) 空気を刃物として駆使する瞬間的乾燥粉末化、又は減容機として活用するSDGs技術の提供とその支援事業	(A)未定 (B)食品工業、農林、水産現場、その他 (C)未定	(D)産廃業者、農産従事者、食品関係者 (E)未定	200
(4) 生物資材の好気性醸酵で生ずる微小エネルギーを活用する地球環境保全技術は設備面やコスト面で他の化学工学的手法よりも優れていることを数値や官能で周知徹底できる技術資料の収集と集積を行う事業	(イ) 廃棄物から物質変換した堆肥は土壌改善だけでなく食味や栄養価も改善できることを数値表示する (ロ) 水質浄化や臭気対策もBODやCOD、或いはDOなど改善効果を追跡表示する	(A)未定 (B)産廃物集積場所、その他 (C)未定	(D)SDGsに取り組む個人や団体 (E)未定	238
(5) 発展途上国への支援事業	当NPO所有の生物資材を活用したスリランカ、及びモンゴル国内の農業発展に貢献可能な技術の供与のための現地支援事業	(A)通年 (B)主たる事務所 対スリランカ、 北海道事務所 対モンゴル (C)未定	(D)産官学 (E)未定	200

設立当初の事業年度 活動予算書

特定非営利活動法人光久の郷

法人成立の日から、令和8年3月31日まで

(单位: 円)

科目	特定非営利活動に係る事業	金額
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員入会金 (5,000x10)	50,000	
正会員年会費 (1,000 x 10)	10,000	
贊助会員入会金 (1000/口以上) (10口 x 4)	40,000	
贊助会員年会費 (500/口以上) (10口x4)	20,000	120,000
2 事業収益		
粉碎乾燥委託費	40,000	
水質浄化用醸酵資材の販売	1,267,000	
土壌改良用堆肥兼醸酵資材の販売指導料	120,000	1,427,000
経常収益計		1,547,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当 (通勤費を含む)	600,000	
人件費計	600,000	
(2) その他経費		
家賃	72,000	
光熱水費	90,000	
醸酵用原材料 (諸経費:30000x6回)	180,000	
農機具管理費 (燃料、修理、その他)	50,000	
化学分析委託費	50,000	
その他事業費計	442,000	
事業費計		1,042,000
2 管理費		
人件費		
パート代 (20000/月)	120,000	
人件費計	120,000	
その他経費		
会議費 (情報交流並びに連絡会議)	50,000	
通信費	60,000	
その他経費計	110,000	
管理費計		230,000
経常費用計		1,272,000
当期経常増減額		275,000
III 経常外収益		0
1 固定資産売却益		
.....		
経常外収益計		
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		
.....		
経常外費用計		0
経理区分振替額		0
当期正味財産増減額		275,000
設立時正味財産額		7,644,000
次期繰越正味財産額		7,919,000

令和8年度 活動予算書

特定非営利活動法人 光久の郷

令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

(单位: 円)

科目	特定非営利活動に係る事業	金額
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員入会金 (5000x4)	20,000	
正会員年会費 (1000 x 14)	14,000	
贊助会員入会金 (1000/口以上) (5口 x 2)	10,000	
贊助会員年会費 (500/口以上) (10口 x 6)	30,000	74,000
2 事業収益		
粉碎乾燥委託、又は技術指導料	150,000	
水質浄化用醸酵資材の製造販売	2,534,000	
土壌改質用堆肥兼醸酵資材の販売指導料	250,000	2,934,000
経常収益計		3,008,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当 (通勤費を含む)	1,200,000	
パート代 (20000/月)	240,000	
人件費計	1,440,000	
(2) その他経費		
光熱水費	108,000	
醸酵用原材料 (諸経費:30000x8回)	240,000	
農機具管理費 (燃料、修理、その他)	100,000	
化学分析委託費	50,000	
その他事業費計	498,000	
事業費計		1,938,000
2 管理費		
(1) 人件費		
パート代	500,000	
人件費計	500,000	
その他経費		
会議費	50,000	
通信費	50,000	
(2) その他経費計	100,000	
管理費計		600,000
経常費用計		2,538,000
当期経常増減額		470,000
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		
経常外収益計		
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		
経常外費用計		0
経理区分振替額		0
当期正味財産増減額		470,000
前期繰越正味財産額		7,919,000

次期繰越正味財産額

8,389,000